

●香川県告示第7号

昭和51年香川県告示第912号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、令和6年1月12日から施行する。

令和6年1月12日

香川県知事 池田豊人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
海岸保全区域（角度の表示は、磁角とする。）				海岸保全区域（角度の表示は、磁角とする。）			
沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域	沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波	詫間港	北浦海岸	略	讃岐阿波	詫間港	北浦海岸	略
							<u>1 指定場所</u> <u>三豊郡詫間町大字詫間字松下655番地地先から</u> <u>〃 〃 〃 〃 680番地の3地先まで</u> <u>2 指定区域</u> <u>基点1から基点11までを順次結んだ線並びに基点1、</u> <u>補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、</u> <u>補助点6及び基点11を順次結んだ線に囲まれた区域</u> <u>3 基点及び補助点の表示</u> <u>基点1 三豊郡詫間町大字詫間字松下655番地地先の</u> <u>1号表示杭</u> <u>〃 2 基点1から297.0度258.0メートルの詫間町</u> <u>大字詫間字松下656番地地先の2号表示杭</u> <u>基点3 基点2から287.5度35.0メートルの詫間町大</u> <u>字詫間字松下656番地地先の3号表示杭</u> <u>〃 4 基点3から261.5度14.0メートルの詫間町大</u> <u>字詫間字松下656番地地先の4号表示杭</u> <u>〃 5 基点4から230.0度310.0メートルの詫間町</u> <u>大字詫間字松下661番地地先の5号表示杭</u> <u>〃 6 基点5から217.2度225.0メートルの詫間町</u> <u>大字詫間字松下668番地地先の6号表示杭</u> <u>〃 7 基点6から188.0度28.0メートルの詫間町大</u>

経面 東海 岸	略
略	

	<p>字詫間字松下669番地地先の7号表示杭</p> <p>// 8 基点7から177.0度53.0メートルの詫間町大字詫間字松下670番地地先の8号表示杭</p> <p>// 9 基点8から217.0度137.0メートルの詫間町大字詫間字松下673番地地先の9号表示杭</p> <p>// 10 基点9から218.5度168.0メートルの詫間町大字詫間字松下679番地地先の10号表示杭</p> <p>// 11 基点10から222.5度212.5メートルの詫間町大字詫間字松下680番地の3地先の11号表示杭</p> <p>補助点1 基点1から28.5度50.0メートルの点</p> <p>// 2 基点3から357.0度83.5メートルの点</p> <p>// 3 基点5から307.0度50.0メートルの点</p> <p>// 4 基点6から281.0度54.0メートルの点</p> <p>// 5 基点8から279.5度54.0メートルの点</p> <p>// 6 基点11から311.0度50.0メートルの点</p>
経面 東海 岸	略
略	